



## 保証の手引き

保証に関する大切な事項が記載されております。



国土交通大臣登録住宅性能評価機関  
検査 JIO 日本住宅保証検査機構  
<http://www.jio-kensa.co.jp>

お客様相談室

東京都江東区毛利1-19-10 江間忠錦糸町ビル1F  
TEL.03-3635-3655 FAX.03-3635-4156

検査 JIO 日本住宅保証検査機構

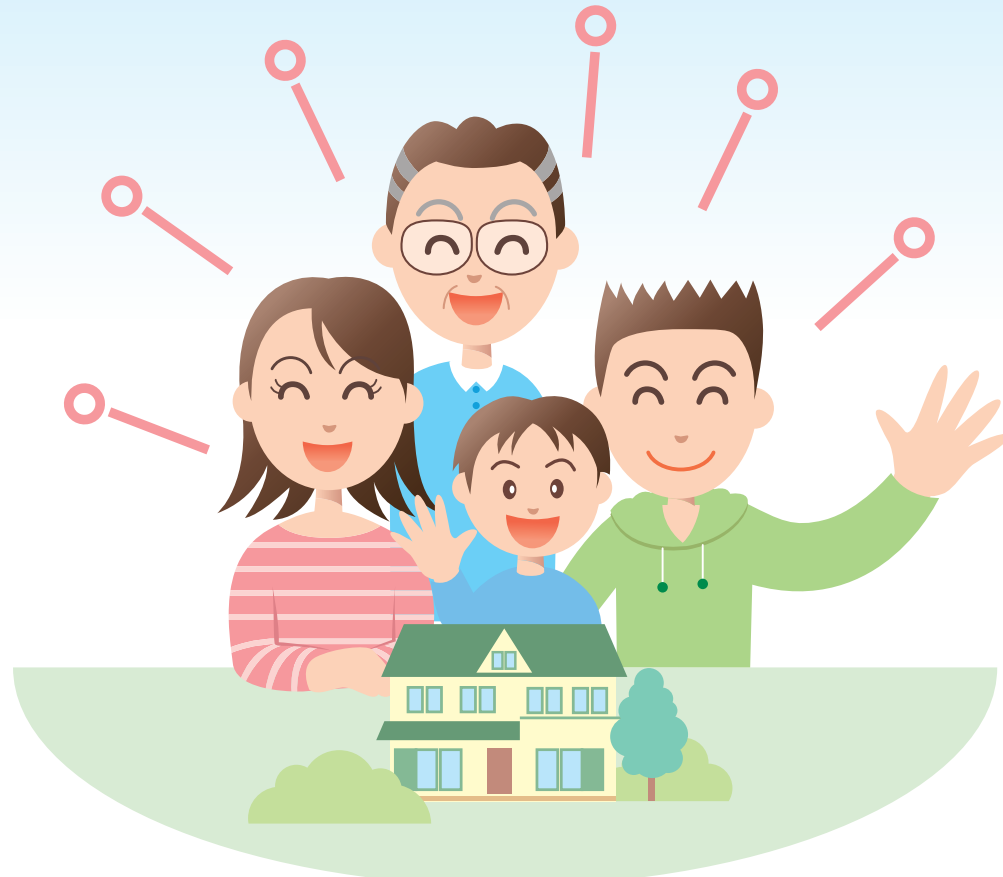
# 1 保証書記載内容の確認と住所の登録について



まず初めに保証書の記載内容の確認と住所の登録についてご案内申し上げます。お手元保証書のお名前と登録住宅の内容に間違いがないかご確認ください。  
所在地記載住所が住居表示ではなく地番の場合、JIOからの大切なご案内がお届けできない場合がありますので、保証書と一緒に送りましたハガキにご新居の住居表示住所をご記入の上、JIOへ送付願います。

## ■ごあいさつ■

ご新居の購入、完成おめでとうございます。  
この度、ご入居なされるご新居は日本住宅保証検査機構の  
4回の建物検査に合格し保証書が発行されております。  
大切な住まいの価値を高め、末永く安心してお住まい頂くために、  
保証の内容や注意事項をまとめた「保証の手引き」を  
お届けしますのでご覧ください。



同封いたしました内容物をお確かめください。  
● 保証表示メダル ● 登録住宅所在地確認ハガキ  
● DVD ● 保証の手引き(こちらの冊子です。)

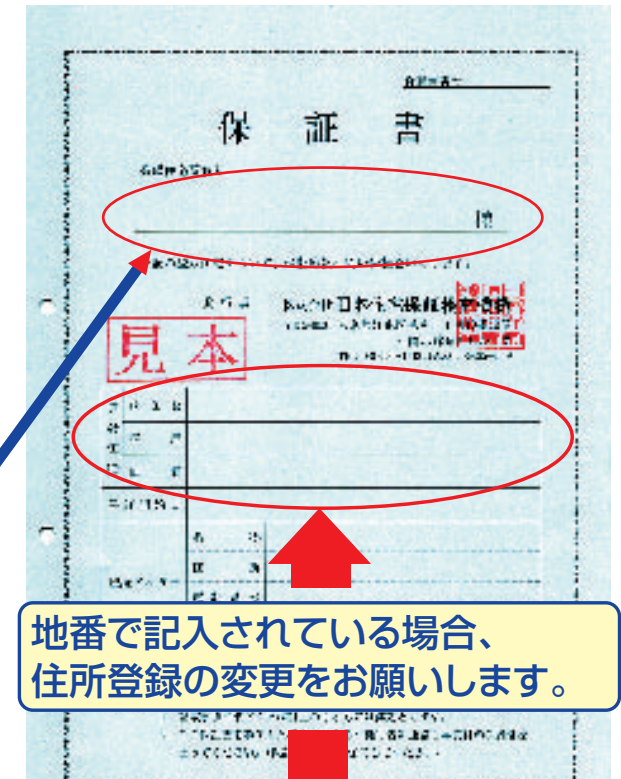
## 目次

- 1. 保証書記載内容の確認と住所の登録について ..... 2
- 2. 保証書の見方 ..... 3
- 3. JIOの保証について ..... 4~9
- 4. 住宅の品質確保の促進等に関する法律とは ..... 10・11
- 5. JIOが保証する瑕疵、参考になるべき技術的基準 ..... 12~18
- 6. 瑕疵の発生時、対処のながれ ..... 19・20
- 7. 用語の説明 ..... 21
- 8. プライバシーポリシー ..... 22

## 保証書の記載内容確認

まずは、お名前と登録住宅の内容が間違っていないか確認してください。

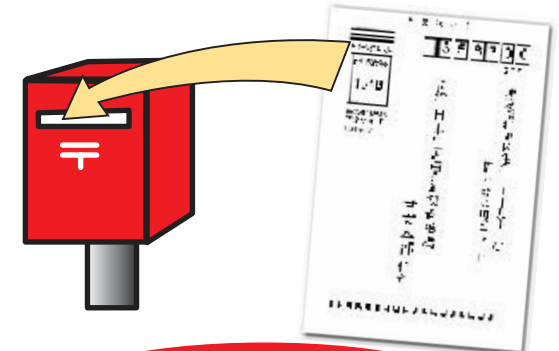
※所在地が地番で登録されていても保証書自体は有効です。



地番で記入されている場合、住所登録の変更をお願いします。

保証書の所在地では郵便物が届かない場合、お送りください。

## 住所登録



必要事項を記入の上ポストへ投函してください。

お客様名      保証書番号

ご住所  
電話番号

● JIOから大切なお知らせをお届けするために必要です。

# 2 保証書の見方

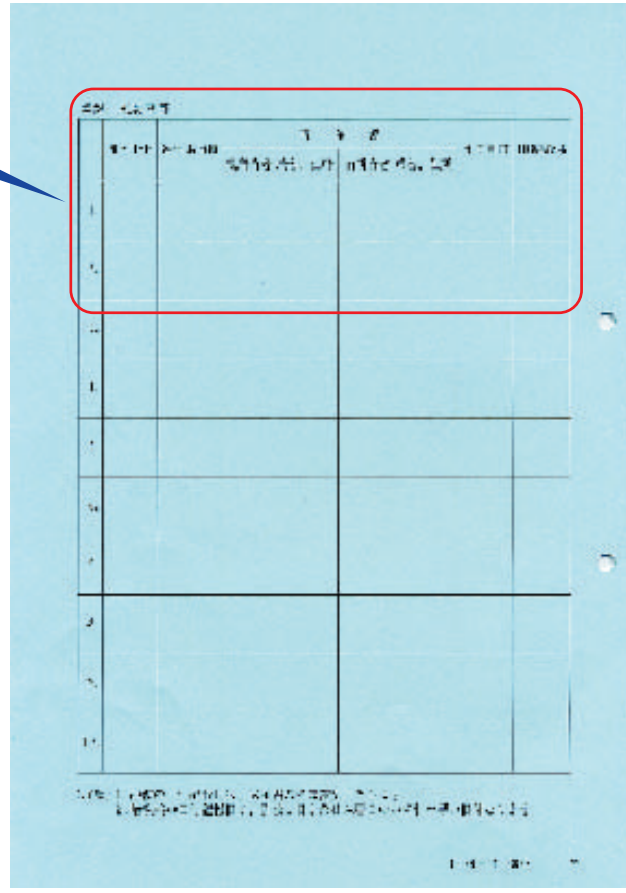
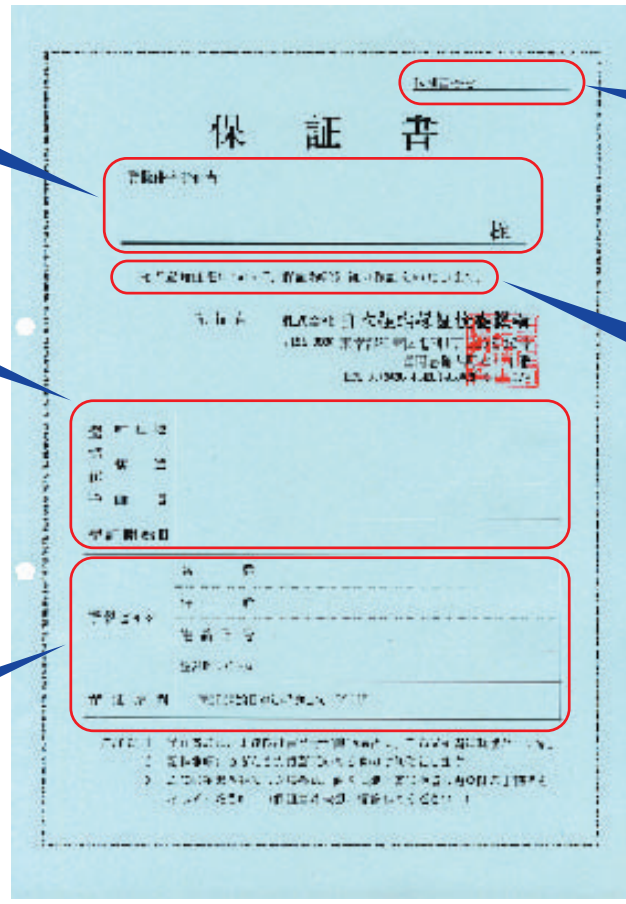


登録ビルダーとJIOから保証を受けられる所有者名が記載されています。

JIOに登録されている住宅の概要です。

登録ビルダーとは登録住宅の建築業者、または販売業者のことをいいます。不具合を発見しましたら登録ビルダーへご連絡ください。

保証書記載内容に変更が生じた(譲渡による名義変更、増改築による躯体変更など)時は登録ビルダーへご連絡ください。



登録ビルダーやJIOにお問合せの際は、こちらの保証書番号をお申し出ください。

保証開始日から10年間の間に瑕疵が発見された場合、JIOは、登録住宅の修補金額を登録ビルダーに対してサポートします。  
※登録住宅に対する保証は、法律に基づき保証書記載の登録ビルダーが行うものであり、JIOが直接行うものではありません。



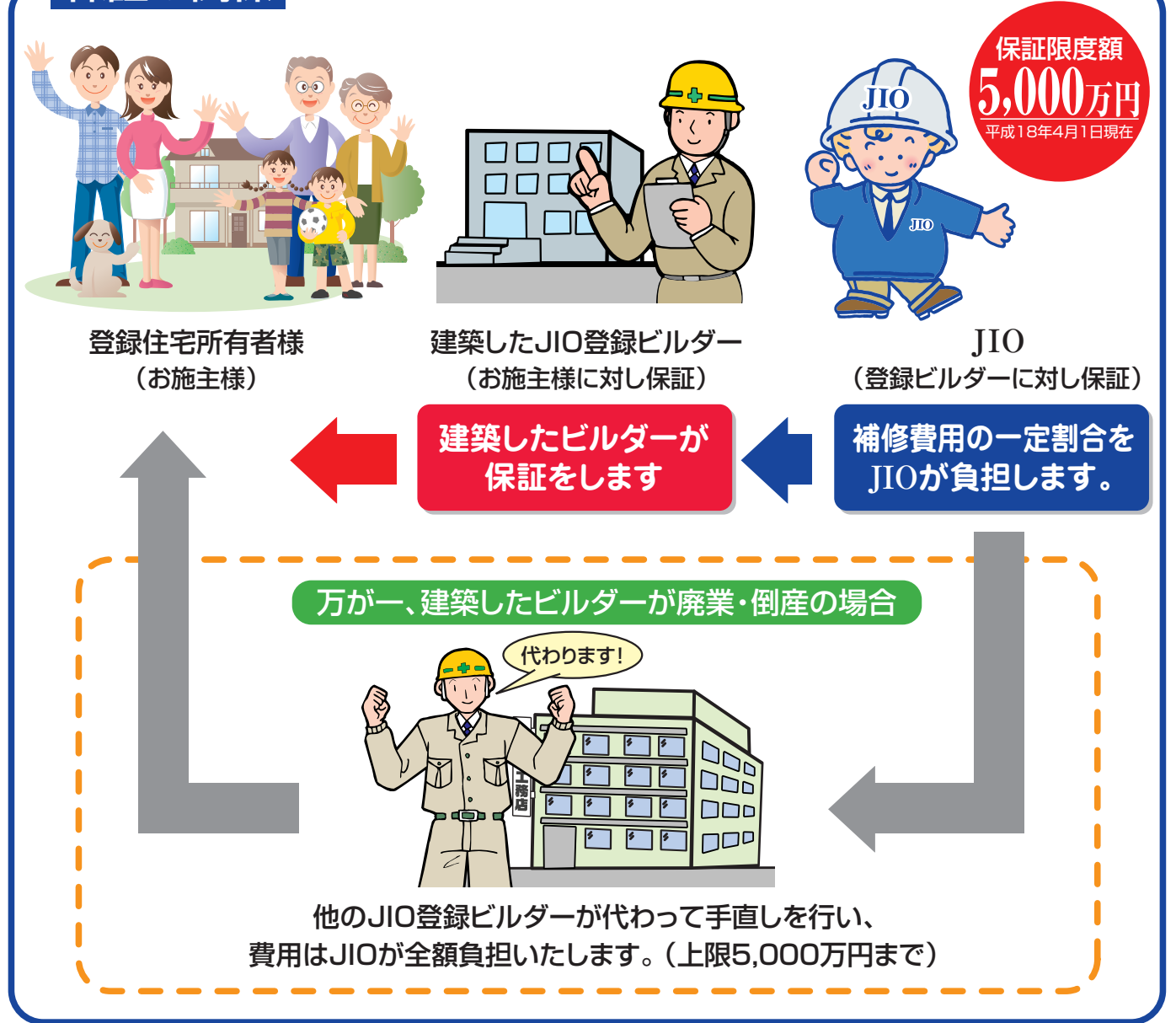
# 3 JIOの保証について (10年保証の内容についてご説明いたします。)



## 保証約款 第1条(保証)

株式会社 日本住宅保証検査機構(以下「JIO」といいます。)とJIO登録ビルダー(保証書記載の登録ビルダーをいい、以下「登録ビルダー」といいます。)は登録住宅所有者(保証書記載の登録住宅の所有者をいい、以下「所有者」といいます。)に対し、保証書および、この保証約款に従い、これらに記載された内容に限って登録住宅の保証を行います。但し、登録ビルダーが実質的に保証書および、この保証約款に基づく保証責任を履行することが出来ない場合はJIOが代わって保証を行います。JIOの保証限度額は1棟当たり5,000万円となります。

## 保証の関係



## 第2条(登録住宅)

登録住宅とは、JIO所定の検査に合格し、JIOが発行した保証書に記載された住宅などをいいます。

## 第3条(保証の前提)

JIOの保証書に基づき保証を受けることができる登録住宅は、所轄官庁または建築基準法第6条の2に基づく指定機関の建築確認を得て、建築確認済証に記載された建築物(但し、建築確認申請不要地区は除きます。)に限るものとします。

### 第4条〔事故、保証の定義〕

- 登録ビルダーは所有者に対し、引渡し後10年間は、住宅の品質確保の促進等に関する法律（以下「品確法」といいます。）に基づき、住宅を新築する請負契約にあっては品確法第94条第1項、住宅の売買契約にあっては同法第95条第1項で定められた担保責任を負います。これは住宅の構造耐力上主要な部分、および雨水の浸入を防止する部分として、品確法施行令第5条第1項および第2項で定める瑕疵（以下「事故」といいます。）と地盤の不同沈下に起因する瑕疵※1について修補の義務を持つものです。JIOの保証は、同項に基づき保証開始日（保証書記載の保証開始日）から10年間、修補費用の一定割合を負担するものです。  
※1 地盤の不同沈下に起因する建物基礎（床）の傾斜判断基準は5/1000以上（3m程度以上離れた2点を結ぶ直線の水平面に対する角度）の数値を基準とします。
- 所有者および登録ビルダーは、保証書記載の保証期間（以下「保証期間」といいます。）内に事故が発見された場合、所有者は登録ビルダーに、登録ビルダーはJIOに対して書面による通知をした場合に限り、JIOは前項の責任を負うものとします。
- 事故発生時に、登録ビルダーが倒産・廃業等で実質的に本条第1項の義務を果たせないときには、JIOは登録ビルダーに代わって他のJIO登録ビルダーに修補等を行わせるものとします。なお修補等を行う場合は、保証期間内に所有者からJIOに書面による通知を受けた場合に限りです。

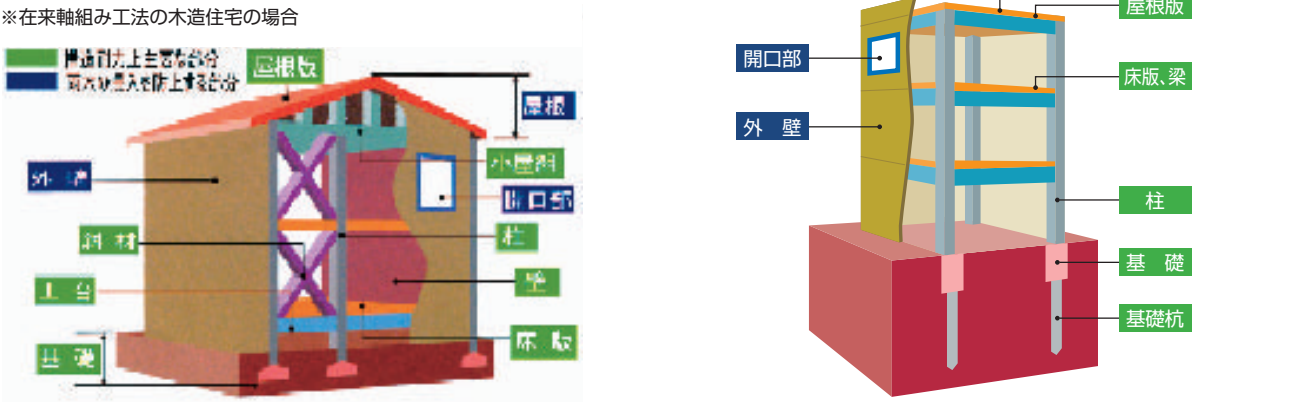
### 保証対象

「品確法」で定めるものの瑕疵

構造耐力上主要な部分

雨水の浸入を防止する部分

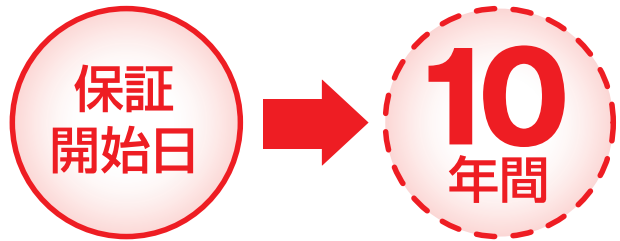
#### ●保証対象となる部分のイメージ



※地震・台風による不具合、防蟻処理・設備機器・自然の消耗等による不具合は免責となります。  
※1 地盤の不同沈下に起因する瑕疵の基準は基礎（床）の傾斜5/1000以上とします。

### 保証期間

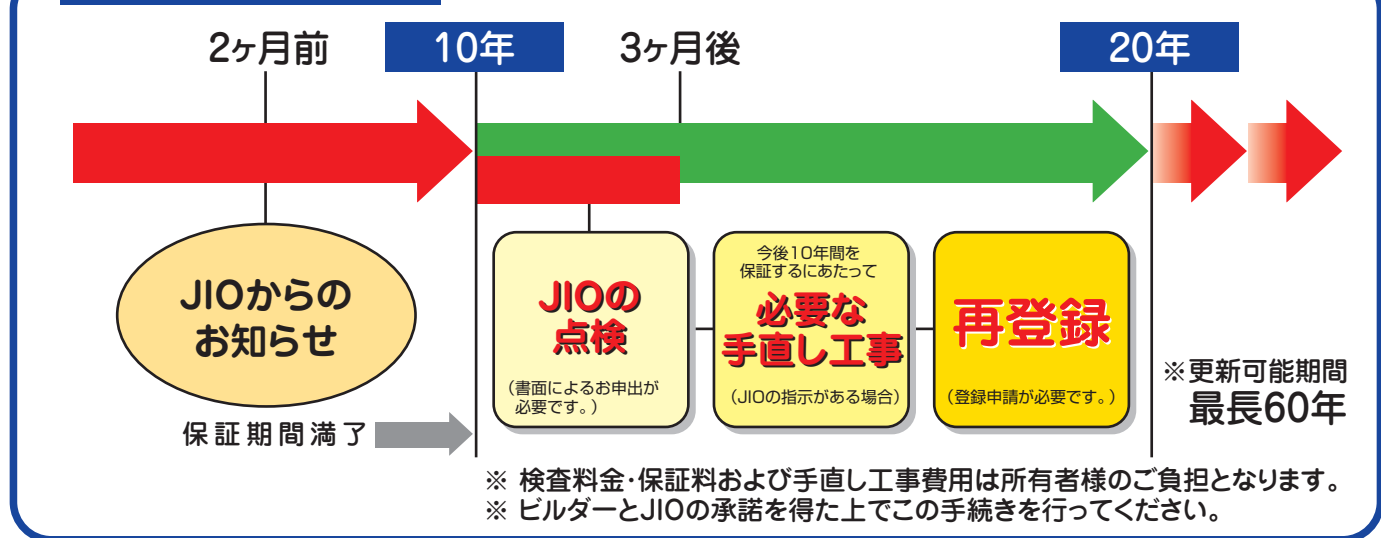
保証書に記載された保証開始日から10年間、建築したビルダーが保証をいたします。



### 第5条〔保証期間の更新〕

- 登録住宅の保証更新を行う場合、所有者は、登録ビルダーおよびJIOに保証期間満了日までに書面による更新の申出を行い、JIOの点検（点検料は所有者負担）を保証期間満了日から3ヶ月以内に受け、必要な手直し工事を指摘された場合、JIO指示に基づく工事を登録ビルダーが行い（工事費は所有者負担）、JIOの検査に合格し再登録（有料）することで、検査合格日から更に10年間、保証書に基づき保証を更新することができます。なお、保証期間満了に伴う更新点検のご案内はJIOから送付いたします。
- 登録ビルダーが廃業・倒産または資格を喪失した場合、所有者はJIOに保証期間満了日までに書面による申出を行い、JIOの点検（点検料は所有者負担）を保証期間満了日から3ヶ月以内に受け、必要な手直し工事を指摘された場合、JIO指示に基づく工事を登録ビルダーが行い（工事費は所有者負担）、JIOの検査に合格し再登録（有料）することで、検査合格日から更に10年間、保証書に基づき保証を更新することができます。
- 共同住宅、長屋、二世帯住宅等で本条第1項の点検が2回以上になる場合は、回数に応じ追加料金が必要となります。
- 本条第1項および第2項で更新した登録住宅には新たな保証書を発行します。

### 保証期間の更新



### 第6条〔事故の通知〕

所有者は、事故を発見した場合には、保証書番号、氏名、連絡先（電話番号）、事故の内容等を明記した書面により、すみやかに登録ビルダー（第4条第3項に該当する場合は、JIO）に通知するものとします。登録ビルダーはその通知を受けてJIOに瑕疵発生通知書にて連絡するものとします。上記によらない場合およびJIOの承諾なく修補した場合には、JIOは保証書およびこの保証約款に基づく保証責任を負わないものとします。

**瑕疵発生通知書**

- 保証書番号
- 氏名
- 連絡先（電話番号）
- 事故の内容

所有者が記入

建築したJIO登録ビルダー  
（お施主様に対し保証）

書面による通知

すみやかに通知をしてください。  
※補修後の通知は保証対象外になりますのでご注意ください。

万一、登録ビルダーが廃業倒産した場合、事故の通知は、直接JIOお客様相談室へご連絡ください。

### 第7条〔修補の範囲と内容〕

- 1.登録ビルダーまたはJIOが第4条に基づき行う修補とは、登録住宅引渡時の設計、仕様、材質等に従って、事故を取り除くために行う修補および取替え等の工事をいいます。但し部材が著しく入手困難な場合は、他の同等商品に代えるものとします。
- 2.前項の工事の対象には、事故の原因となった保証対象部分のほか、当該事故を直接の原因とする被害部分を含みます。ただし美匠上の不具合は対象外とします。
- 3.補修工事の費用範囲は、直接工事費および直接工事費以外のJIOが認めた費用の合計とします。
- 4.本条第2項にかかわらず、取替え、やり直し等が著しく困難な場合、または損害の程度に比べ修補に過分の費用を要する場合には、登録ビルダーおよびJIOは修補に代え損害賠償金を支払うことができます。この支払対象となった部位については、以後、登録ビルダーおよびJIOに修補の責任は無いものとします。

### 第8条〔所有者の要望による修補〕

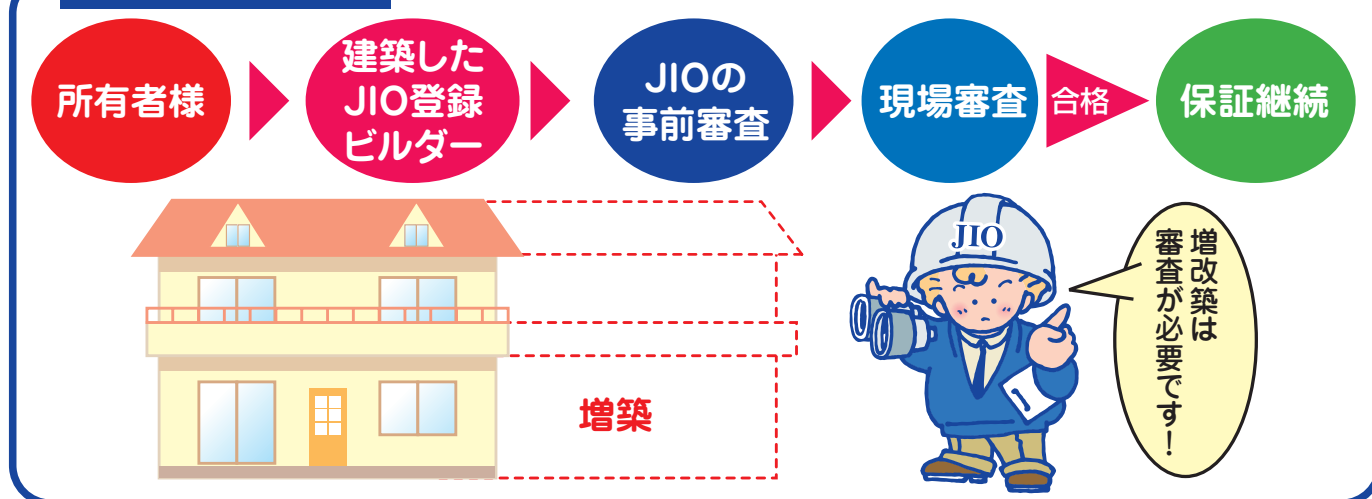
- 1.所有者の要望により、登録ビルダーが登録住宅引渡時の設計、仕様、材質等を上回る修補を行う場合（第7条に基づく修補に要する費用を上回った費用）は所有者の負担となります。
- 2.前項の修補が、第4条第3項に基づき行われた場合も同様とします。



### 第9条〔増改築時の保証の取扱い〕

- 1.所有者が増改築を行い継続してこの保証書に基づく保証を受ける場合、所有者は登録ビルダーと増改築工事請負契約を締結し、JIOの事前審査（有料）、工事中の現場審査（有料）を受け合格しなければなりません。これ以外の方法により増改築を行った物件については、その時点にて登録ビルダーおよびJIOの保証書およびこの保証約款に基づく保証責任はすべて消滅します。
- 2.施工登録ビルダーが廃業または倒産している場合に増改築を行うには、所有者はJIOの指示に基づき、JIO認定登録ビルダーと増改築工事請負契約を締結し、JIOの事前審査（有料）、工事中の現場審査（有料）を受け合格しなければなりません。これ以外の方法により増改築を行った物件については、その時点にて登録ビルダーおよびJIOの保証書およびこの保証約款に基づく保証責任はすべて消滅します。
- 3.増改築履歴は登録住宅履歴書に順次記載（有料）するものとします。

#### 増改築の手順



### 第10条〔保証免責事由〕

JIOは、事故が以下の事由によって生じた場合には修補の責任を負いません。

- (1)地震、台風、暴風雨、積雪、噴火、洪水、津波、落雷、竜巻、地すべり、山崩れ、崖崩れ、若しくはこれらに類似する自然現象および不可抗力により地盤が変化し、それにより建物や地盤の破壊等による不具合。
- (2)火災、爆発、暴動、戦争、革命、内乱、これらに類似の事変または暴動による偶然、外来の不具合。
- (3)近隣土木工事（盛土、造成、杭打ち、地下、道路など）の影響による予測困難な引渡後の地盤変動、土砂崩れ等による不具合。
- (4)所有者または使用者の故意による事故、または重大な過失での事故。また、著しく不適切な維持管理および通常予測される使用状態と著しく異なる使用による不具合。
- (5)通常想定される登録住宅の自然劣化（消耗、摩擦、サビ、カビ、変質、変色および表し化粧材の割れ、ねじれ、腐朽等）、およびこれが原因で生じた不具合。
- (6)登録住宅の建築請負契約当時の実用化されていた技術では予防することが不可能な現象またはこれが原因で生じた不具合。
- (7)登録ビルダーがその不適切を指摘したにもかかわらず、所有者が採用させた設計、施工方法、若しくは資材に瑕疵があった場合、または登録ビルダー（登録ビルダーの下請負人を含む。以下本号において同じ）以外の者の施工に瑕疵がある等、登録ビルダー以外の者に帰すべき事由の場合の不具合。
- (8)設計・施工において故意または重過失による不適切な行為が発見された場合の不具合。
- (9)重量車両、鉄道等の通行による振動等に起因した不具合。
- (10)動植物等（鳥の巣、家畜の糞尿、植物の根の成長等）に起因する不具合。
- (11)浴室の水漏りや設備配管の不良等、設備機器の工事や製品に起因する不具合。
- (12)地中構造物（地下車庫、擁壁の施工不良なども含む）、地中埋設物（切り株、廃棄物など）、その他（古井戸、トンネル、坑道、防空壕など）に起因する不具合。
- (13)ピアノ、金庫等、設計時に考慮されていない重量積載物に起因した不具合。
- (14)地下水の汲み上げ等の工事に起因する不具合。
- (15)保証期間終了後に発見された不具合。
- (16)外壁（外気に接する部分の壁を含む）の表しの木部に起因した雨水の浸入による不具合。
- (17)土と接する部分からの雨水の浸入（地下水を含む）による不具合。
- (18)建材メーカー（製造所）や品質保証を行う団体（機関）等が定める仕様・施工方法に拠らない場合の不具合。

### 第11条〔保証責任の消滅〕

登録住宅が次のいずれかに至った場合には、当該事由が生じた時点で登録ビルダーおよびJIOの保証責任は消滅します。

- (1)所有者または所有者と生計を共にする所有者親族が、3か月以上にわたって自ら居住しなくなった場合（留守を含む）。但し事前に、その期間を登録ビルダーに通知しJIOの承認を得て登録ビルダーが認めた場合は、この限りではありません。
- (2)居住以外の用に供された場合。

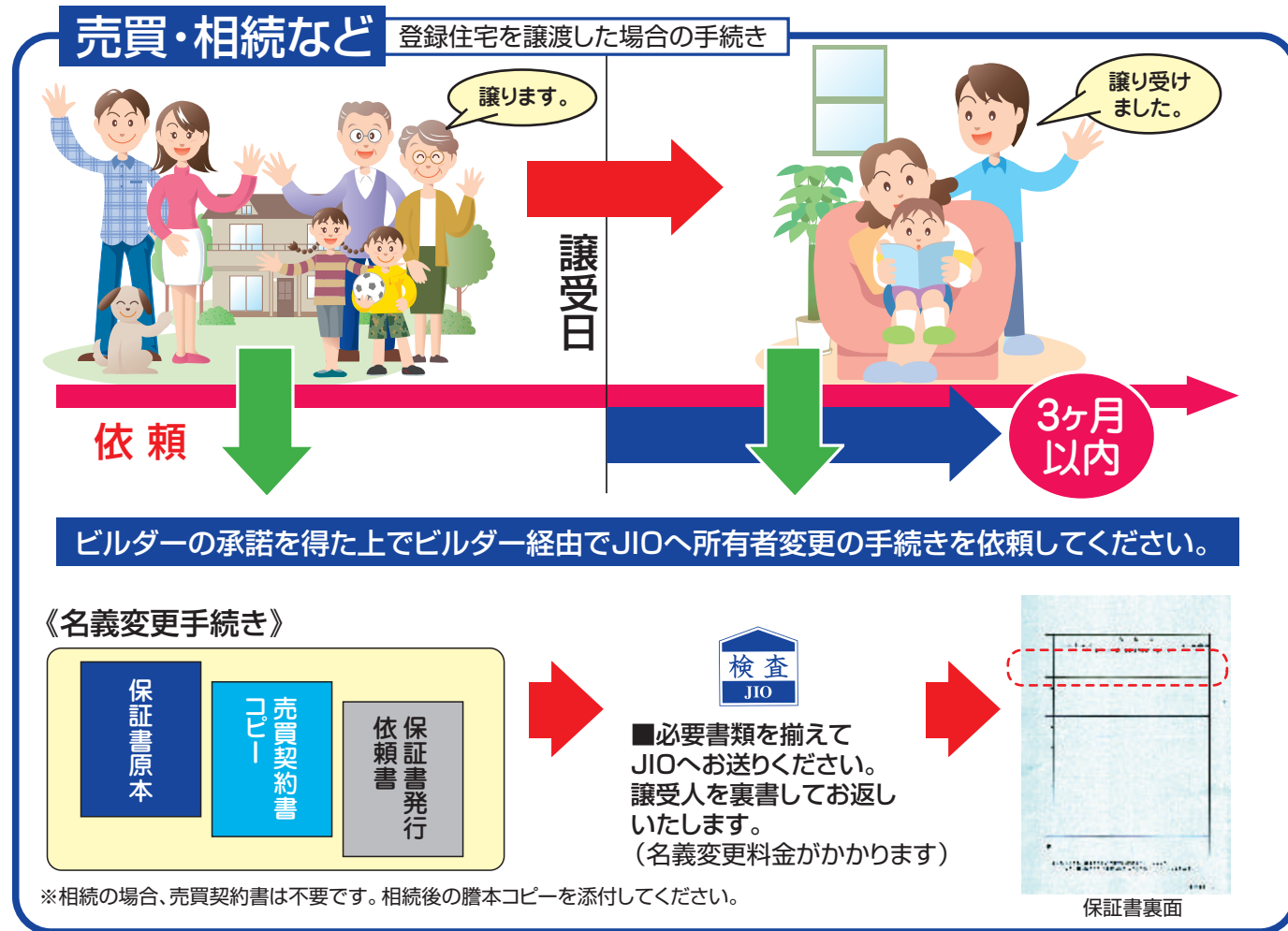


### 第12条〔防蟻処理工事の保証〕

しる蟻等の蝕害による損傷等は、防蟻処理工事を施工した防蟻工事会社の保証内容に従うものとし、保証書およびこの保証約款に基づく保証の対象外といたします。

### 第13条〔登録住宅譲受人に対する保証〕

- 1.所有者が登録住宅を第三者に譲渡する時は、所有者は登録ビルダーおよびJIOに対し登録住宅譲渡の通知をし承諾を得るものとします。登録住宅を譲り受けた者（譲り受けた者より更に譲り受けた者を含む。以下「譲受人」と言います。）が、譲り受け後3ヶ月以内に登録ビルダーおよびJIOに対し、登録住宅譲り受けの通知をし承諾を得た場合に限り、登録ビルダーおよびJIOは譲受人に保証書およびこの保証約款による保証を行います。
- 2.JIOは前項の譲渡履歴を記載するため所有者に必要資料を求め、登録住宅履歴書に記載（有料）します。
- 3.登録ビルダーおよびJIOの保証書およびこの保証約款による譲受人に対する保証は、保証書記載の保証期間が満了する時までとします。
- 4.所有者が登録住宅譲渡時、譲渡人に保証書およびこれに付する書類を引渡し無き場合、登録ビルダーおよびJIOの保証約款に基づく保証責任は消滅するものとします。
- 5.登録住宅が譲渡された場合、保証書およびこの保証約款記載の所有者は、以後、譲受人と読み替えます。



### 第14条〔保証事故審査会〕

- 1.所有者と登録ビルダーとの間で、瑕疵に対する意見の不一致が発生した場合、当該者の申出により保証事故審査会で審議（有料）するものとします。
- 2.保証事故審査会とは弁護士、損害保険会社、一級建築士、鑑定士等の学識経験者で構成されています。

### 第15条〔個人情報の利用について〕

所有者の個人情報は、JIOが公開しているプライバシーポリシーに従い取り扱います。

### 第16条〔管轄裁判所〕

この約款に基づく訴訟、和解および調停については、JIO本社を管轄する裁判所を管轄裁判所とします。

## 4 住宅の品質確保の促進等に関する法律とは

### 【JIO保証について】

JIOが登録住宅に対して行う保証の部位とその不具合事象（瑕疵・事故）は「住宅の品質確保の促進等に関する法律」に基づく瑕疵担保責任に対応しています。

### 【住宅の品質確保の促進等に関する法律（品確法）とは】

- (1) 住宅の品質確保の促進等に関する法律（品確法）とは  
大切な財産であるマイホームの取得に際し、万が一重大な欠陥などがあった場合、消費者の被る精神的、金銭的負担は大きなものとなります。  
住宅に関するトラブルを未然に防ぎ、また万が一のトラブル発生の際の紛争を速やかに処理できることを目的に制定された法律が「住宅の品質確保の促進等に関する法律」です。

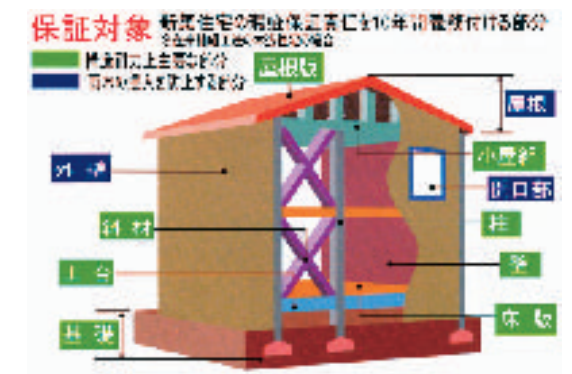
- (2) 新築住宅の瑕疵担保責任に関する特例  
新築住宅の取得契約（請負／売買）には、基本構造部分（柱や梁など住宅の構造耐力上主要な部分、雨水の浸入を防止する部分）について10年間の瑕疵担保責任（修補責任等）が義務付けられます。  
期間を短縮するなど消費者に不利な契約は無効となります。  
ここで対象となるのは新築住宅に限定されており、中古住宅の売買や増築工事の請負は対象とはなりません。

- (3) 対象部位（部分のイメージ）  
[対象となる部分のイメージ]（在来軸組工法の例）

構造耐力上主要な部分の例

※地盤の不同沈下に起因する瑕疵の基準は基礎（床）の傾斜5/1000以上とします。

雨水の浸入を防止する部分の例



- (4) 法律で義務付けの対象となる瑕疵とは

10年間に発見された全ての瑕疵を対象としてはならず、

①瑕疵の存在する部分と②瑕疵の内容の2つの点から一定の制限が加えられています。

- ①瑕疵の存在する部分

「構造耐力上主要な部分」と「雨水の浸入を防止する部分」が対象となります。

品確法施行令第五条一項

「構造耐力上主要な部分」

住宅の基礎、基礎ぐい、壁、柱、小屋組、土台、斜材（筋かい、方づえ、火打材他）、床版、屋根版又は横架材（はり、けた他）で当該住宅の自重若しくは積載荷重、積雪、風圧、土圧若しくは水圧又は地震その他の振動若しくは衝撃を支えるものとする。

品確法施行令第五条二項

「雨水の浸入を防止する部分」

一、住宅の屋根若しくは外壁またはこれらの開口部に設ける戸、わくその他の建具

二、雨水を排除するため住宅に設ける排水管のうち、当該住宅の屋根若しくは外壁の内部又は屋内にある部分したがって単なる内装の汚れや設備の部分における瑕疵は対象にはなりません。

- ②瑕疵の内容

「柱、横架材の瑕疵」は基本構造部分の瑕疵となるが、寸法不足などの構造耐力上影響のあるものを除き単なる色違いや、模様が違うなどの瑕疵は対象とはなりません。

## (2) 住宅の品質確保の促進等に関する法律(条文抜粋)

### 第1章 総則

#### (目的)

第1条 この法律は、住宅の性能に関する表示基準およびこれに基づく評価の制度を設け、住宅に係わる紛争の処理体制を整備するとともに、新築住宅の請負契約または売買契約における瑕疵担保責任について特別の定めをすることにより、住宅の品質確保の促進、住宅購入者等の利益の保護および住宅に係わる紛争の迅速かつ適正な解決を図り、もって国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

#### (定義)

第2条 この法律において「住宅」とは、人の居住の用に供する家屋または家屋の部分(人の居住の用以外の用に供する家屋の部分との共用に供する部分を含む。)をいう。  
 2 この法律において「新築住宅」とは、新たに建設された住宅で、まだ人の居住の用に供したことがないもの(建設工事の完了の日から起算して1年を経過したものを除く。)をいう。  
 3 この法律において「日本住宅性能表示基準」とは、住宅の性能に関し表示すべき事項およびその表示の方法の基準であって、次条の規定により定められたものをいう。

- 第2章 日本住宅性能表示基準
- 第3章 住宅性能評価
- 第4章 住宅型式性能認定等
- 第5章 特別評価方法認定
- 第6章 住宅に係わる紛争の処理体制
- 第7章 瑕疵担保責任の特例

#### (住宅の新築工事の請負人の瑕疵担保責任の特例)

第94条 住宅を新築する建設工事の請負契約(以下「住宅新築請負契約」という。)においては、請負人は、注文者に引き渡した時から10年間、住宅のうち構造耐力上主要な部分または雨水の浸入を防止する部分として政令で定めるもの(次条において「住宅の構造耐力上主要な部分等」という。)の瑕疵(構造耐力または雨水の浸入に影響のないものを除く。次条において同じ。)について、民法634条第1項および第2項前段に規定する担保の責任を負う。  
 2 前項の規定に反する特約で注文者に不利なものは、無効とする。  
 3 第1項の場合における民法第638条第2項の規定の適用については、同項中「前項」とあるのは、「住宅の品質確保の促進等に関する法律第94条第1項」とする。

#### (新築住宅の売主の瑕疵担保責任の特例)

第95条 新築住宅の売買契約においては、売主は、買主に引き渡した時(当該新築住宅が住宅新築請負契約に基づき請負人から当該売主に引き渡されたものである場合にあっては、その引渡しの日)から10年間、住宅の構造耐力上主要な部分等の隠れた瑕疵について、民法第570条において準用する同法第566条第1項並びに同法第634条第1項および第2項前段に規定する担保の責任を負う。この場合において、同条第1項および第2項前段中「注文者」とあるのは「買主」と、同条第1項中「請負人」とあるのは「売主」とする。  
 2 前項の規定に反する特約で買主に不利なものは、無効とする。  
 3 第1項の場合における民法第566条第3項の規定の適用については、同項中「前二項」とあるのは「住宅の品質確保の促進等に関する法律第95条第1項」と「又八」とあるのは「瑕疵修補又八」とする。

#### (一時使用目的の住宅の適用除外)

第96条 前2条の規定は、一時使用のため建設されたことが明らかな住宅については適用しない。

#### (瑕疵担保責任の期間の伸長等の特例)

第97条 住宅新築請負契約または新築住宅の売買契約においては、請負人が第94条第1項に規定する瑕疵その他の住宅の瑕疵について同項に規定する担保の責任を負うべき期間または売主が第95条第1項に規定するその他の住宅の隠れた瑕疵について同項に規定する担保の責任を負うべき期間は、注文者または買主に引き渡した時から20年以内とすることができる。

# 5 JIOが保証する瑕疵、参考になるべき技術的基準

## 【JIOが保証する瑕疵(事故・不具合事象)】

住宅に生じた事故(不具合の事象)が瑕疵であるかどうかは非常に高度な建築技術上の判断が必要となります。その住宅を取り巻く状況、条件の全ての要件を総合的に判断することになります。個々の物件に対しての判断を統一したものとするために「住宅の品質確保の促進等に関する法律」において「住宅の紛争処理の参考となるべき技術的基準」を定めています。

JIOが登録住宅の瑕疵に対して行う保証の具体的な判断は「住宅の品質確保の促進等に関する法律」の第74条に定める「住宅の紛争処理の参考となるべき技術的基準」を一つの目安として活用します。

※地盤の不同沈下に起因する建物基礎(床)の傾斜の瑕疵判断基準はこの「技術的基準」によらず、5/1000以上(3m程度以上離れた点間を結ぶ直線の水平面に対する角度)の数値を基準とします。

## 【住宅の紛争処理の参考となるべき技術的基準】

### 法第74条に基づく技術的基準

#### 第1 趣旨

この基準は、住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成11年法律第81号)第74条に規定する指定住宅紛争処理機関による住宅紛争処理の参考となるべき技術的基準として、不具合事象の発生と構造耐力上主要な部分に瑕疵が存する可能性との相関関係について定めるものとする。

#### 第2 適用範囲

この基準は、住宅に発生した不具合である事象で、次に掲げる要件に該当するもの(以下「不具合事象」という。)について摘要する。

- 1 新築時に建設住宅性能評価書が交付された住宅で、指定住宅紛争処理機関に対してあつせん、調停または仲裁の申請が行われた紛争に係るものにおいて発見された事象であること。
- 2 当該住宅を新築する建設工事の完了の日から起算して十年以内に発生した事象であること。
- 3 通常予測できない自然現象の発生、居住者の不適切な使用その他特別な事由の存しない通常の状態において発生した事象であること。

#### 第3 各不具合事象ごとの基準 ……※別表

各部位の区分に応じ、それぞれの住宅の種類ごとに掲げる不具合事象が発生している場合における構造耐力上主要な部分に瑕疵が存する可能性は、次ページの通りである。



※別表

不具合事象		レベル	不具合事象と瑕疵の存在との相関関係
部位	内容		
床（排水等の目的で傾斜が設けられたものを除く。）	傾斜（凸凹の少ない仕上げによる床の表面における2点（3m程度以上離れているものに限る。）の間を結ぶ直線の水平面に対する角度）	1	右記の不具合事象が発生している場合、構造耐力上主要な部分に瑕疵が存する可能性が低い。
		2	右記の不具合事象が発生している場合、構造耐力上主要な部分に瑕疵が存する可能性が一定程度存する。
		3	右記の不具合事象が発生している場合、構造耐力上主要な部分に瑕疵が存する可能性が高い。
壁及び柱	傾斜（凸凹の少ない仕上げによる壁または柱の表面と、その面と垂直な鉛直面との交差する線（長さが2m程度以上のものに限る。）の鉛直線に対する角度）	1	右記の不具合事象が発生している場合、構造耐力上主要な部分に瑕疵が存する可能性が低い。
		2	右記の不具合事象が発生している場合、構造耐力上主要な部分に瑕疵が存する可能性が一定程度存する。
		3	右記の不具合事象が発生している場合、構造耐力上主要な部分に瑕疵が存する可能性が高い。

木造住宅・鉄骨造住宅・鉄筋コンクリート造住宅
3/1000未満の勾配の傾斜
3/1000以上6/1000未満の勾配の傾斜
6/1000以上の勾配の傾斜
3/1000未満の勾配の傾斜
3/1000以上6/1000未満の勾配の傾斜
6/1000以上の勾配の傾斜

不具合事象		仕上げの種類	レベル	不具合事象と瑕疵の存在との相関関係
部位	内容			
床、壁、柱、梁、天井及び屋根（パラペット及び庇の部分を除く。）	ひび割れ	乾式の仕上材（布その他これに類する材料を除く。以下同じ。）による仕上げ	1	右記の不具合事象が発生している場合、構造耐力上主要な部分に瑕疵が存する可能性が低い。
			2	右記の不具合事象が発生している場合、構造耐力上主要な部分に瑕疵が存する可能性が一定程度存する。
			3	右記の不具合事象が発生している場合、構造耐力上主要な部分に瑕疵が存する可能性が高い。
		湿式の仕上材による仕上げ	1	右記の不具合事象が発生している場合、構造耐力上主要な部分に瑕疵が存する可能性が低い。
			2	右記の不具合事象が発生している場合、構造耐力上主要な部分に瑕疵が存する可能性が一定程度存する。
			3	右記の不具合事象が発生している場合、構造耐力上主要な部分に瑕疵が存する可能性が高い。
		構造材による仕上げ	1	右記の不具合事象が発生している場合、構造耐力上主要な部分に瑕疵が存する可能性が低い。
			2	右記の不具合事象が発生している場合、構造耐力上主要な部分に瑕疵が存する可能性が一定程度存する。
			3	右記の不具合事象が発生している場合、構造耐力上主要な部分に瑕疵が存する可能性が高い。

木造住宅	鉄骨住宅	鉄筋コンクリート造住宅
レベル2及びレベル3に該当しないひび割れ	レベル2及びレベル3に該当しないひび割れ	レベル2及びレベル3に該当しないひび割れ
複数の仕上材にまたがったひび割れ（レベル3に該当するものを除く。）	複数の仕上材にまたがったひび割れ（レベル3に該当するものを除く。）	①複数の仕上材にまたがった幅0.3mm以上のひび割れ（レベル3に該当するものを除く。） ②仕上材と構造材にまたがった0.3mm以上0.5mm未満のひび割れ（レベル3に該当するものを除く。）
①複数の仕上材（直下の部材が乾式のものである場合に限る。）にまたがったひび割れ ②仕上材と乾式の下地材又は構造材にまたがったひび割れ	①複数の仕上材（直下の部材が乾式のものである場合に限る。）にまたがったひび割れ ②仕上材と乾式の下地材又は構造材にまたがったひび割れ ③さび汁を伴うひび割れ（構造耐力上主要な部分でない壁、柱又は梁に発生したものを除く。）	①複数の仕上材（直下の部材が乾式のものである場合に限る。）にまたがったひび割れ ②仕上材と乾式の下地材にまたがったひび割れ ③仕上材と構造材にまたがった幅0.5mm以上のひび割れ ④さび汁を伴うひび割れ（構造耐力上主要な部分でない壁、柱又は梁に発生したものを除く。）
レベル2及びレベル3に該当しないひび割れ	レベル2及びレベル3に該当しないひび割れ	レベル2及びレベル3に該当しないひび割れ
乾式の下地材又は構造材の表面まで貫通したひび割れ（レベル3に該当するものを除く。）	乾式の下地材又は構造材の表面まで貫通したひび割れ（レベル3に該当するものを除く。）	仕上材と構造材にまたがった0.3mm以上0.5mm未満のひび割れ（レベル3に該当するものを除く。）
仕上材と乾式の下地材又は構造材にまたがったひび割れ	①仕上材と乾式の下地材又は構造材にまたがったひび割れ ②さび汁を伴うひび割れ（構造耐力上主要な部分でない壁、柱又は梁に発生したものを除く。）	①仕上材と乾式の下地材にまたがったひび割れ ②仕上材と構造材にまたがった幅0.5mm以上のひび割れ ③さび汁を伴うひび割れ（構造耐力上主要な部分でない壁、柱又は梁に発生したものを除く。）
		レベル2及びレベル3に該当しないひび割れ
		幅0.3mm以上0.5mm未満のひび割れ（レベル3に該当するものを除く。）
		①幅0.5mm以上のひび割れ ②さび汁を伴うひび割れ



不具合事象		仕上げの種類	レベル	不具合事象と瑕疵の存在との相関関係
部位	内容			
基礎	ひび割れ	乾式の仕上材による仕上げ (布状の仕上材を除く。)	1	右記の不具合事象が発生している場合、構造耐力上主要な部分に瑕疵が存する可能性が低い。
			2	右記の不具合事象が発生している場合、構造耐力上主要な部分に瑕疵が存する可能性が一定程度存する。
			3	右記の不具合事象が発生している場合、構造耐力上主要な部分に瑕疵が存する可能性が高い。
		湿式の仕上材による仕上げ	1	右記の不具合事象が発生している場合、構造耐力上主要な部分に瑕疵が存する可能性が低い。
			2	右記の不具合事象が発生している場合、構造耐力上主要な部分に瑕疵が存する可能性が一定程度存する。
			3	右記の不具合事象が発生している場合、構造耐力上主要な部分に瑕疵が存する可能性が高い。
		構造材による仕上げ	1	右記の不具合事象が発生している場合、構造耐力上主要な部分に瑕疵が存する可能性が低い。
			2	右記の不具合事象が発生している場合、構造耐力上主要な部分に瑕疵が存する可能性が一定程度存する。
			3	右記の不具合事象が発生している場合、構造耐力上主要な部分に瑕疵が存する可能性が高い。

不具合事象		仕上げの種類	レベル	不具合事象と瑕疵の存在との相関関係
部位	内容			
床、壁、柱、梁、天井及び屋根(パラペット及び庇の部分を除く。)	欠損	乾式の仕上材による仕上げ (布その他これに類する材料を除く。)	1	右記の不具合事象が発生している場合、構造耐力上主要な部分に瑕疵が存する可能性が低い。
			2	右記の不具合事象が発生している場合、構造耐力上主要な部分に瑕疵が存する可能性が一定程度存する。
			3	右記の不具合事象が発生している場合、構造耐力上主要な部分に瑕疵が存する可能性が高い。
		湿式の仕上材による仕上げ	1	右記の不具合事象が発生している場合、構造耐力上主要な部分に瑕疵が存する可能性が低い。
			2	右記の不具合事象が発生している場合、構造耐力上主要な部分に瑕疵が存する可能性が一定程度存する。
			3	右記の不具合事象が発生している場合、構造耐力上主要な部分に瑕疵が存する可能性が高い。
		構造材による仕上げ	1	右記の不具合事象が発生している場合、構造耐力上主要な部分に瑕疵が存する可能性が低い。
			2	右記の不具合事象が発生している場合、構造耐力上主要な部分に瑕疵が存する可能性が一定程度存する。
			3	右記の不具合事象が発生している場合、構造耐力上主要な部分に瑕疵が存する可能性が高い。

木造住宅・鉄骨住宅・鉄筋コンクリート造住宅
レベル2及びレベル3に該当しないひび割れ
①複数の仕上材にまたがった幅0.3mm以上のひび割れ(レベル3に該当するものを除く。) ②仕上材と構造材にまたがった幅0.3mm以上0.5mm未満のひび割れ(レベル3に該当するものを除く。)
①複数の仕上材(直下の部材が乾式のものである場合に限る。)にまたがったひび割れ ②仕上材と乾式の下地材にまたがったひび割れ ③仕上材と構造材にまたがった幅0.5mm以上のひび割れ ④さび汁を伴うひび割れ
レベル2及びレベル3に該当しないひび割れ
仕上材と構造材にまたがった幅0.3mm以上0.5mm未満のひび割れ(レベル3に該当するものを除く。)
①仕上材と乾式の下地材にまたがったひび割れ ②仕上材と構造材にまたがった幅0.5mm以上のひび割れ ③さび汁を伴うひび割れ
レベル2及びレベル3に該当しないひび割れ
幅0.3mm以上0.5mm未満のひび割れ(レベル3に該当するものを除く。)
①幅0.5mm以上のひび割れ ②さび汁を伴うひび割れ

木造住宅	鉄骨住宅	鉄筋コンクリート造住宅
レベル2及びレベル3に該当しない欠損	レベル2及びレベル3に該当しない欠損	レベル2及びレベル3に該当しない欠損
複数の仕上げ材にまたがった欠損(レベル3に該当するものを除く。)	複数の仕上げ材にまたがった欠損(レベル3に該当するものを除く。)	①複数の仕上げ材にまたがった欠損(レベル3に該当するものを除く。) ②構造材における深さ5mm以上20mm未満の欠損(レベル3に該当するものを除く。)
①複数の仕上材(直下の部材が乾式のものである場合に限る。)にまたがった欠損 ②仕上材と乾式の下地材又は構造材の間にまたがった欠損	①複数の仕上材(直下の部材が乾式のものである場合に限る。)にまたがった欠損 ②仕上材と乾式の下地材の間にまたがった欠損 ③さび汁を伴う欠損(構造耐力上主要な部分でない壁、柱又は梁に発生したものを除く。)	①複数の仕上材(直下の部材が乾式のものである場合に限る。)にまたがった欠損 ②仕上材と乾式の下地材の間にまたがった欠損 ③構造材における深さ20mm以上の欠損 ④さび汁を伴う欠損(構造耐力上主要な部分でない壁、柱又は梁に発生したものを除く。) ⑤鉄筋又は鉄骨が露出する欠損(構造耐力上主要な部分でない壁、柱又は梁に発生したものを除く。)
レベル2及びレベル3に該当しない欠損	レベル2及びレベル3に該当しない欠損	レベル2及びレベル3に該当しない欠損
乾式の下地材又は構造材の表面まで貫通した欠損(レベル3に該当するものを除く。)	乾式の下地材又は構造材の表面まで貫通した欠損(レベル3に該当するものを除く。)	構造材における深さ5mm以上20mm未満の欠損(レベル3に該当するものを除く。)
仕上材と乾式の下地材又は構造材にまたがった欠損	①仕上材と乾式の下地材にまたがった欠損 ②さび汁を伴う欠損(構造耐力上主要な部分でない壁、柱又は梁に発生したものを除く。)	①仕上材と乾式の下地材にまたがった欠損 ②構造材における深さ20mm以上の欠損 ③さび汁を伴う欠損(構造耐力上主要な部分でない壁、柱又は梁に発生したものを除く。) ④鉄筋又は鉄骨が露出する欠損(構造耐力上主要な部分でない壁、柱又は梁に発生したものを除く。)
		レベル2及びレベル3に該当しない欠損
		深さ5mm以上20mm未満の欠損(レベル3に該当するものを除く。)
		①深さ20mm以上の欠損 ②さび汁を伴う欠損 ③鉄筋または鉄骨が露出する欠損

不具合事象		仕上げの種類	レベル	不具合事象と瑕疵の存在との相関関係
部位	内容			
基礎	欠損	乾式の仕上材による仕上げ(布状の仕上材を除く。)	1	右記の不具合事象が発生している場合、構造耐力上主要な部分に瑕疵が存する可能性が低い。
			2	右記の不具合事象が発生している場合、構造耐力上主要な部分に瑕疵が存する可能性が一定程度存する。
			3	右記の不具合事象が発生している場合、構造耐力上主要な部分に瑕疵が存する可能性が高い。
		湿式の仕上材による仕上げ	1	右記の不具合事象が発生している場合、構造耐力上主要な部分に瑕疵が存する可能性が低い。
			2	右記の不具合事象が発生している場合、構造耐力上主要な部分に瑕疵が存する可能性が一定程度存する。
			3	右記の不具合事象が発生している場合、構造耐力上主要な部分に瑕疵が存する可能性が高い。
		構造材による仕上げ	1	右記の不具合事象が発生している場合、構造耐力上主要な部分に瑕疵が存する可能性が低い。
			2	右記の不具合事象が発生している場合、構造耐力上主要な部分に瑕疵が存する可能性が一定程度存する。
			3	右記の不具合事象が発生している場合、構造耐力上主要な部分に瑕疵が存する可能性が高い。

不具合事象		仕上げの種類	レベル	不具合事象と瑕疵の存在との相関関係
部位	内容			
床、壁、柱、梁、天井及び屋根(パラペット及び庇の部分を除く。)	破断その他の変形	布その他これに類する材料による仕上げ	1	右記の不具合事象が発生している場合、構造耐力上主要な部分に瑕疵が存する可能性が低い。
			2	右記の不具合事象が発生している場合、構造耐力上主要な部分に瑕疵が存する可能性が一定程度存する。
			3	右記の不具合事象が発生している場合、構造耐力上主要な部分に瑕疵が存する可能性が高い。

(注意事項)  
 JIOの保証を行う際に瑕疵の存否を判断する場合は、現状の状況を総合的に判断するものとし、上記の基準を判定の一つの目安として活用します。また、この基準をJIOの瑕疵の判定などの参考にする場合は、以下の事項に注意することとします。  
 1. 材料特性の異なる下地材及び構造材又は下地材同士若しくは構造材同士が接合された部分に発生したひび割れ又は欠損に対する判断。  
 2. 特殊な建築材料又は構造方法を用いた住宅については、その建築材料又は構造方法の特性に配慮した上で、この基準を参考にすること。  
 3. この基準は、構造耐力上主要な部分における瑕疵の有無を特定するためのものではないため、レベル1に該当しても構造耐力上主要な部分に瑕疵が存する場合があります。また、レベル3に該当しても構造耐力上主要な部分に瑕疵が存しない場合もあること。

木造住宅	鉄骨住宅・鉄筋コンクリート造住宅
レベル2及びレベル3に該当しない欠損	レベル2及びレベル3に該当しない欠損
①複数の仕上材にまたがった欠損(レベル3に該当するものを除く。) ②構造材における深さ5mm以上20mm未満の欠損(レベル3に該当するものを除く。)	①複数の仕上材にまたがった欠損(レベル3に該当するものを除く。) ②構造材における深さ5mm以上20mm未満の欠損(レベル3に該当するものを除く。)
①複数の仕上材(直下の部材が乾式のものである場合に限る。)にまたがった欠損 ②仕上材と乾式の下地材にまたがった欠損 ③構造材における深さ20mm以上の欠損 ④さび汁を伴う欠損 ⑤鉄筋が露出する欠損	①複数の仕上材(直下の部材が乾式のものである場合に限る。)にまたがった欠損 ②仕上材と乾式の下地材にまたがった欠損 ③構造材における深さ20mm以上の欠損 ④さび汁を伴う欠損 ⑤鉄筋が露出する欠損
レベル2及びレベル3に該当しない欠損	レベル2及びレベル3に該当しない欠損
構造材における深さ5mm以上20mm未満の欠損(レベル3に該当するものを除く。)	構造材における深さ5mm以上20mm未満の欠損(レベル3に該当するものを除く。)
①仕上材と乾式の下地材にまたがった欠損 ②構造材における深さ20mm以上の欠損 ③さび汁を伴う欠損 ④鉄筋が露出する欠損	①仕上材と乾式の下地材にまたがった欠損 ②構造材における深さ20mm以上の欠損 ③さび汁を伴う欠損 ④鉄筋又は鉄骨が露出する欠損
レベル2及びレベル3に該当しない欠損	レベル2及びレベル3に該当しない欠損
深さ5mm以上20mm未満の欠損(レベル3に該当するものを除く。)	深さ5mm以上20mm未満の欠損(レベル3に該当するものを除く。)
①深さ20mm以上の欠損 ②さび汁を伴う欠損 ③鉄筋が露出する欠損	①深さ20mm以上の欠損 ②さび汁を伴う欠損 ③鉄筋又は鉄骨が露出する欠損

木造住宅	鉄骨住宅	鉄筋コンクリート造住宅
レベル3に該当しない破断又は変形	レベル3に該当しない破断又は変形	レベル2及びレベル3に該当しない破断又は変形
/	/	①構造材における幅0.3mm以上0.5mm未満のひび割れと連続した破断又は変形(レベル3に該当するものを除く。) ②構造材における深さ5mm以上20mm未満の欠損と連続した破断又は変形(レベル3に該当するものを除く。)
①乾式の下地材又は構造材のひび割れと連続した破断又は変形 ②乾式の下地材又は構造材の欠損と連続した破断又は変形	①乾式の下地材又は構造材のひび割れと連続した破断又は変形 ②乾式の下地材の欠損と連続した破断又は変形 ③さび汁を伴う破断又は変形(構造耐力上主要な部分でない壁、柱又は梁に発生したものを除く。)	①乾式の下地材のひび割れと連続した破断又は変形 ②構造材における幅0.5mm以上のひび割れと連続した破断又は変形 ③乾式の下地材の欠損と連続した破断又は変形 ④構造材における深さ20mm以上の欠損と連続した破断又は変形 ⑤鉄筋または鉄骨が露出する欠損と連続した破断又は変形(構造耐力上主要な部分でない壁、柱又は梁に発生したものを除く。) ⑥さび汁を伴う破断又は変形(構造耐力上主要な部分でない壁、柱又は梁に発生したものを除く。)

# 6 瑕疵の発生時、対処のながれ

## ■ビルダーが廃業・倒産している場合

●保証書記載のビルダーが廃業・倒産して、品確法上の瑕疵として「JIO保証対象」かどうか判断できない場合は、JIO調査員が状況確認を行います。この場合、確認の結果「JIO保証対象」と判断された場合は瑕疵発生時手続に沿って処理され、状況確認費用は発生しませんが、「JIO保証対象外」と判断された場合は、調査費用のご負担をお願いします。「JIO保証対象」と判断された場合の修補はJIO登録ビルダーの中から選定して行います。

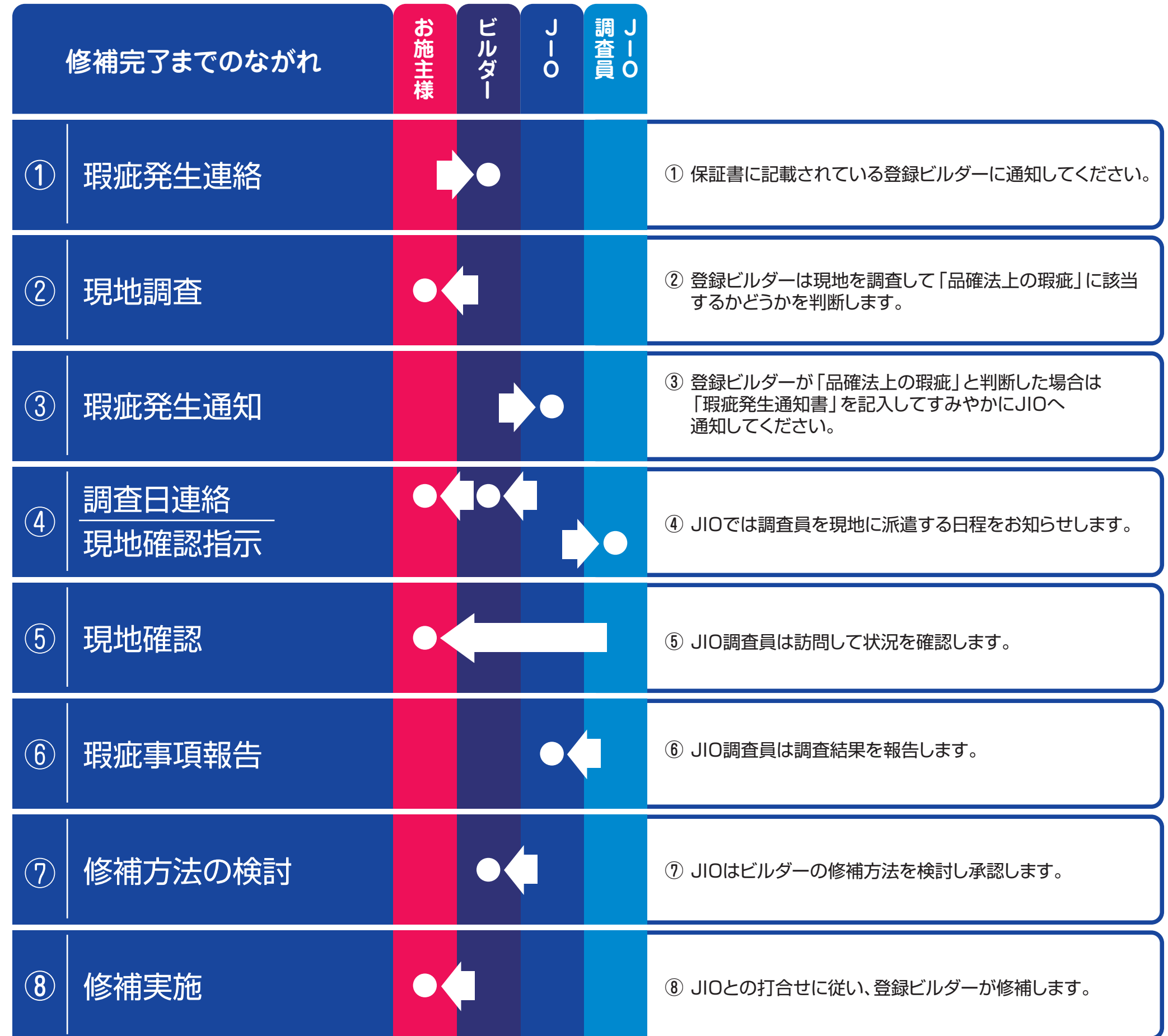
**「ご注意」**  
発見した場合、すみやかに登録ビルダーに通知してください。  
独自で修補は行わないでください。



## 保証について

地盤の不同沈下に起因する瑕疵に対しては100%、建物の瑕疵に対しては修補費用から免責金額を控除し、その残額の80%が修補費用として、修補工事を実施したJIO登録ビルダーに支払われます。お施主様の負担はありません。

なお、登録ビルダーが万一倒産・廃業している場合でも保証は有効です。JIOが修補工事を実施する登録ビルダーをご紹介します。この場合もお施主様の負担は一切ございません。



# 7 用語の説明



## 【瑕疵(かし)】

瑕疵とは、欠陥とほぼ同じ意味と考えてかまいません。  
目的物(新築住宅)が契約で定められた内容や社会通念上必要とされる性能・品質を欠いていることをいいます。

## 【瑕疵担保責任】

瑕疵担保責任とは、目的物(新築住宅)に瑕疵があった場合、その瑕疵を修補したり、賠償金の支払いなどをしなければならない責任のことをいいます。

## 【瑕疵担保期間の特例】

品確法による主要構造部と雨水の浸入を防止する部分についての瑕疵担保期間は、引渡しから最低10年間となります。契約等で10年に満たない保証期間を設定しても無効となります。

## 【保証】

登録住宅所有者に対し、登録住宅の瑕疵(事故)を保証書および保証約款にしたがってJIO登録ビルダーが修補し、JIOがその費用の一定割合を負担することをいいます。一棟あたりの限度額は5,000万円です。

## 【JIO登録ビルダー】

JIOビルダー登録約款にしたがいJIOに登録されたビルダーをいいます。品確法による瑕疵について登録住宅に対し、10年間の瑕疵担保の責任を負い、その修補を行います。

## 【登録住宅】

JIOがJIO所定の地盤調査、基礎仕様計画書発行、現場調査を実施し、合格したものでJIOに登録された保証書記載の住宅をいいます。

## 【保証期間】

保証期間とは、保証書に記載された保証開始日から10年間をいいます。

## 【保証開始日】

JIOが保証約款に基づき保証を開始する日をいいます。  
保証書に記載された日付で、引渡し日、入居日のいずれか早い方となります。

## 【地盤調査】

新築される住宅の基礎設計が適正に行えるよう、事前に建築地の地盤の状態を調査することをいいます。  
JIOではスウェーデン式サウンディング試験(SS試験)や標準貫入試験などで行います。

## 【基礎仕様計画書】

地盤調査の結果により、新築される住宅に適した基礎仕様を建築基準法・告示に則して提案します。

## 【事故】

保証住宅の不具合(事象)をいいます。  
その不具合が瑕疵であるかどうかは、住宅の品質確保の促進等に関する法律(以下「品確法」といいます)に定める「住宅紛争処理の参考となるべき技術的基準」に従い判断します。

# 8 プライバシーポリシー



株式会社日本住宅保証検査機構(以下、当社といいます。))は、お客様の個人情報の適切な取扱い及び保護が、当社にとって社会的責務であると考えております。当社は、当社をご利用いただきましたお客様からご提供いただきました個人情報及びその他の方法により当社が取得する個人情報を、この個人情報の保護に関する基本方針(以下、この基本方針といいます。)に基づき、適切に取扱い、保護に努めてまいります。

## 1.個人情報の定義

個人情報とは、以下のような特定の個人を識別できるものをいいます。

- ①氏名、住所、生年月日、性別、職業、勤務先名、電話番号、ファックス番号、電子メールアドレス(勤務先含む)等。
- ②その情報のみでは特定の個人を識別できないが、他の情報と容易に照合することができ、この照合により特定の個人を識別できることとなる情報。

## 2.個人情報の利用、第三者への提供

- (1)お客様の個人情報は、次の者が利用できるものとします。
  - ①当社
  - ②当社子会社及びハウスオーナー共済会(倶楽部JIO)
  - ③当社の業務委託契約先及び提携先(金融機関、損保、生保)
  - ④検査中物件及び倒産ビルダーが建築中の代替ビルダー
  - ⑤品確法による10年保証期間経過後の保証引継ぎビルダー
- (2)お客様の個人情報の利用目的は、次のとおりとします。
  - ①お客様のお申し込みの内容を履行するため
  - ②お客様にとって魅力的で、価値のあるサービスをご提供するため
  - ③各種キャンペーン等のお知らせをお客様にお届けするため
  - ④お客様に対してダイレクトメール、電子メール等により情報(商品案内、メールマガジン等)をご提供するため
  - ⑤お客様から寄せられたご意見、ご要望にお応えするため
  - ⑥アフターサービス、メンテナンス等の目的のためにお客様と接触する必要が生じたとき
- (3)お客様の個人情報を当社及び上記各社以外の者が利用する必要が生じた場合及び上記の利用目的以外に利用する必要が生じた場合には、下記3.②、④、⑤、⑥、⑦に該当する場合を除き、事前にお客様に利用者及び利用目的を連絡し、お客様の事前の同意を得た上で、提供または利用させていただきます。

## 3.個人情報の提供先の範囲

お客様からご提供いただいた個人情報は、次のいずれかに該当する場合を除き、いかなる第三者にも開示、提供しません。

- ①お客様から同意をいただいた場合。
- ②お客様個人が識別できない状態にしている場合。
- ③上記2.(1)②ないし③④⑤に記載されている会社(以下、個人情報提供先といいます。)に個人情報を提供する場合。
- ④人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、お客様の同意を得ることが困難であるとき。
- ⑤公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、お客様の同意を得ることが困難であるとき。
- ⑥国の機関若しくは地方公共団体が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、情報主体の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。
- ⑦法令に基づく場合。

## 4.お客様の個人情報の管理

- (1)当社は、社員に対する教育啓蒙活動を実施するほか、個人情報を取り扱う部門ごとに責任者を置き、お客様の個人情報の適切な管理に努めます。
- (2)当社は、お客様の個人情報への不正なアクセスや漏洩、滅失、毀損等を防止するため、セキュリティの維持に努めます。
- (3)当社は、個人情報提供先との間で機密保持契約を行い、お客様の個人情報について、適切な取扱い及び保護を行わせるよう努力し、漏洩、第三者への再提供、開示、上記2.(2)に記載されている利用目的の範囲外での利用の防止を図ります。

## 5.お客様の個人情報の開示、訂正、追加、利用停止、消去

- (1)当社に保有されているお客様の個人情報について、お客様ご自身が開示、訂正、追加、利用停止、消去の各請求を要望される場合は、当社まで直接ご請求下さい。個人情報漏洩防止、正確性、安全性の確保の観点から、法令の規定により特別な手続が定められている場合を除き、遅滞なく必要な調査を行い、当該ご請求がお客様ご自身によるものであることが確認できた場合に限り、法令の定めに基づき遅滞なくお客様の個人情報の開示、訂正、追加、利用停止、消去を行います。
- (2)上記の開示等の実施、不実施については、ご請求のあったお客様に対して遅滞なくご連絡いたします。なお、不実施の場合は、その理由を説明するよう努めます。

## 6.個人情報提供先への個人情報の提供

- (1)個人情報提供先に提供するお客様の個人情報の範囲は、お客様から特に申し入れがある場合を除いて、全ての個人情報を対象といたします。
- (2)個人情報提供先へのお客様の個人情報の提供は、紙、電子データの伝送、磁気テープの引渡し、サーバーへのアクセスのいずれかの方法で行います。
- (3)お客様ご自身より、個人情報提供先への提供を停止するようご請求があったときは、法令の定めに基づき遅滞なくお客様の個人情報の個人情報提供先への提供を停止いたします。
- (4)上記の停止の実施、不実施については、ご請求のあったお客様に対して遅滞なくご連絡いたします。なお、不実施の場合は、その理由を説明するよう努めます。

## 7.免責

当社は、当社のウェブサイトに関連している他のウェブサイトにおけるお客様の個人情報等の保護、取扱い等については、一切責任を負うものではありません。

## 8.関係法令の遵守

当社は、お客様の個人情報に関する日本国の法令を遵守致します。

## 9.この基本方針の変更及び告知

この基本方針の内容は、必要に応じて当社が変更することがあります。お客様へは、その都度ご連絡することはできませんので、この基本方針の最新の内容は、当社のウェブサイトをご参照下さい。

## 10.お問い合わせ窓口

上記内容に関してご質問などがございましたら、個人情報取扱事業者(当社)の下記連絡先にご連絡下さい。

連絡先:株式会社日本住宅保証検査機構 お客様相談室  
(住所)〒135-0001  
東京都江東区毛利1-19-10  
(TEL)03-3635-3655  
(FAX)03-3635-4156  
(電子メール)jio-sodan@jio-kensa.co.jp